平成２５年（フ）第５８０号
名古屋市中川区十一番町７丁目２番地の１
県営十一番町住宅１棟604号
債務者　源　有賀里
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７６号
熊本市西区八島２丁目８番１―102号　県営八島団地
債務者　松尾　信正
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０４号
熊本市南区幸田２丁目５番20号、前住所熊本市南区幸田２丁目７番50―502号　ニューフレツクス平成南
債務者　佐川潤一郎
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０５号
熊本市南区幸田２丁目５番20号、前住所熊本市南区幸田２丁目７番50―502号　ニューフレツクス平成南
債務者　佐川彌津子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５０号
青森県八戸市大字八幡字盆田21番地、前住所青森県八戸市大字妙字西平63番地１
債務者　泉山　幸友
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第８０８号
名古屋市港区当知２丁目102番地の３　レイクハイツ当知405号
債務者　上野　　隆
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８０９号
名古屋市港区当知２丁目102番地の３　レイクハイツ当知405号
債務者　上野　陽子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６０号
山口県防府市本橋町16番21―404号　市住43棟451号
債務者　長冨　正之
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７３号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目３番12―101号
債務者　今西　直美
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７７６号
大阪府八尾市長池町１丁目15番地　小澤ハウス101号
債務者　松村十喜男
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７７８号
大阪市住之江区南港中４丁目２番11―710号
債務者　池田　鋭次
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２００７号
大阪市此花区酉島４丁目１番20―1705号
債務者　中積　俊夫
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０５３号
大阪府八尾市高砂町１丁目33番地の４　市営住宅27―34号
債務者　ままんこと　鈴木トミ子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１０５号
大阪市平野区喜連西４丁目６番５号　コウジィーコート喜連102
債務者　美村　梨恵（旧姓泉・中野）
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１５４号
大阪市阿倍野区松虫通２丁目８番36号　ヴェルデベージュ103号、前住所大阪市阿倍野区共立通２丁目３番９号
債務者　多根井　正
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部